

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	北茨城市庁舎空調・電気設備等改修事業		事業の概要	S63の竣工から約30年が経過し経年劣化が進む市庁舎について改修工事を行い機能の維持を図る。			目標指標名	
基本目標	I 市民が主役の持続可能なまちづくり			数値目標				
基本施策	4 行財政の効率的運営			数値目標以外				
個別施策	1 効率的な行政運営の推進			目標値算出の考え方				
担当課	総務部 総務課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 30 年 ~ 令和 11 年					

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	電気室の変圧器等の更新を実施し、省エネ、供給電力の安定を図った。 また、自家発電機の更新により、非常時電源の安定化を図った。			市庁舎改修工事の一環で、市庁舎空調熱源更新工事、庁舎外部外壁改修工事を実施する。 また、基本方針の見直しを実施する。 (空調熱源工事、空調電源供給工事、照明器具他更新工事、受変電設備改修工事)			市庁舎改修工事基本方針に則り、順次改修工事を実施する。(空調・照明改修工事、幹線更新工事、4階行政棟)			市庁舎改修工事基本方針に則り、順次改修工事を実施する。(空調・照明改修工事、幹線更新工事、3階行政棟)			市庁舎改修工事基本方針に則り、順次改修工事を実施する。(空調・照明改修工事、幹線更新工事、2階行政棟)		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	100,650千円	県補		192,225千円	県補		358,600千円	県補		179,300千円	県補		135,300千円	県補	
		市債	75,400千円		市債	157,500千円		市債	268,900千円		市債	134,400千円		市債	101,400千円
		他収入			他収入	34,300千円		他収入			他収入			他収入	
	一財		25,250千円	一財	425千円		一財	89,700千円		一財	44,900千円		一財	33,900千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		執務室の改修計画については、H30年度に基本計画を策定したところだが、当時との情勢も変化していることから、R4年度中に基本設計見直しを行い、中長期的な整備計画の適正化を図った。R5年度以降は今般の結果を踏まえて、各階の改修事業を順次進めていく。			事業の方向性	財源について		備考	
	電気室の変圧器等の更新を実施し、省エネ、供給電力の安定が図られた。 また、自家発電機の更新により、非常時電源の安定化が図られた。					新規採択	拡大			
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	防災情報伝達拡張事業			事業の概要	津波及び洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に在住の高齢者、障がい者に対して、防災行政無線の個別受信機を貸与し、防災行政無線で放送した情報を正確に伝達することにより、緊急時への対応を万全とする。	目標指標名	防災行政無線個別受信機の貸与数		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	15台		
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外			
個別施策	4 地域防災の推進					目標値算出の考え方	防災行政無線は、気象条件、立地条件等により、放送が正確に伝達できない場合があるため、令和3年度実績4台から増加を目指す。		
担当課	総務部 総務課			性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	令和 2 年 ～ 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	令和2年度からの繰り越し分として、津波及び洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に在住の65歳以上の高齢者、障がい者1,413人に貸与申請書を送付し、個別受信機を411台（うちアンテナ設置116台）貸与した。 令和3年度新規分としては、4台貸与し、アンテナを5台設置した。			個別受信機貸与の周知・広報 個別受信機の貸与 2台を想定			個別受信機貸与の周知・広報 個別受信機の貸与 15台を想定			個別受信機貸与の周知・広報 個別受信機の貸与 15台を想定			個別受信機貸与の周知・広報 個別受信機の貸与 15台を想定		
指標の年度ごと目標値等							A								
事業の優先度															
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	15,998千円	県補		210千円	県補		1,571千円	県補		1,571千円	県補		1,571千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	15,998千円		一財	210千円		一財	1,571千円		一財	1,571千円		一財	1,571千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性														
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）											
事務事業の評価・課題	A		次年度以降も個別受信機貸与申請の周知を行い、設置対象の希望者に貸与を行い、防災行政無線からの情報を正確に伝達していく。			事業の方向性			財源について			備考					
	個別受信機を貸与することによって、津波及び洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に在住の高齢者、障がい者に防災行政無線の補完することができた。 今後も貸与対象者への周知・啓発に努めていきたい。					新規採択		拡大		〇		現状維持		計画通り		〇	
						見直して継続		削減									
						拡充		/									
						改善											
						縮小											
						統合											
休止・廃止																	
不採択																	

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---